

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|---|---|------------|---|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的な内容 | | | |
| (1) 自動車メーカーから提出されるデータに関するチェック | | | |
| ① 燃費・排出ガス試験に関する3データ | <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、審査でのデータに関するチェックに係る取扱いを定める。 ・立ち会い試験に係る審査工数の増加を踏まえた審査手数料を設定する。(省令改正) | 速やかに 措置 | 【これまでの進捗(2月15日時点)】 ・不正の発覚以降、自動車メーカーによる走行抵抗値等のデータ測定への立会いを順次実施している。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">平成28年6月～</div> |
| ② ブレーキ試験に関する3データ | | | ・機構において、規定改正により、審査でのデータに関するチェックの取扱いを定めた。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">平成28年12月</div> |
| ③ 車体強度に関する1データ | | | ・型式指定を申請する者が機構に納付しなければならない手数料の項目に、自動車メーカーから提出されるデータチェックに係る項目を追加し、審査工数の増加に対応した手数料額を設定する道路運送車両法関係手数料規則の改正を行った。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">平成28年9月</div> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|---|--|--------|---|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的内容 | | | |
| (2) 不正の有無の検証 | | | |
| ① 機構における技術的検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、不正行為又はその疑義が発覚したデータ等について、当該自動車メーカーに必要な協力をさせた上で技術的検証を行うために必要な措置を定める。 | 速やかに措置 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、規定制定・改正により、技術的検証を行うために必要な措置を定めた。 <p>平成28年12月</p> |
| <p>検証の間、疑義に関する当該自動車メーカーの他車種の審査の一時停止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・検証の間、当該自動車メーカーの疑義に関する自動車の審査を一時停止することを明確化する。(通達改正) ・機構において、審査を一時停止する場合の取扱いを定める。 | | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカーの疑義に関する自動車の審査を一時停止することについて、関係通達において明確化する。 <p>平成29年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、規定改正により、審査を一時停止する場合の取扱いを定めた。 <p>平成28年12月</p> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|--|---|--------|---|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的な内容 | | | |
| (3) 不正を行った自動車メーカーに対する制裁措置 | | | |
| ① 不正の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証の間、当該自動車メーカーの疑義に関する自動車の審査を一時停止すること等を明確化する。(通達改正) ・機構において、審査を一時停止する場合の取扱いを定める。 | 速やかに措置 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正を行った自動車メーカーの他車種の審査について、以下の措置を検討中 ① 自動車型式指定規則等の省令において、不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面を提出書面に追加 ② 関係通達において、審査の一時停止時の取扱いを明確化 <p style="text-align: center;">平成29年3月</p> |
| ② 当該型式指定申請の却下 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、規定改正により、審査を一時停止する場合の取扱いを定めた。 <p style="text-align: center;">平成28年12月</p> |
| ③ 全容解明及び再発防止策の報告まで の間、当該自動車メーカーの他車種の審査の一時停止 | | | |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|---|---|--------|---|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的な内容 | | | |
| (4) 不正を行った自動車メーカーに対する審査の厳格化 | | | |
| ① 不正のあったデータについて全数試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査の処理期間について、不正を行った者に対する取扱いを明確化する。(通達改正) ・機構において、不正を行った者に対する取扱いを定める。 | 速やかに措置 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為を行った自動車メーカーに対して厳格な審査を実施している。 <p>平成28年9月～</p> |
| ② 機構が立ち会う審査の増加 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為を行った自動車メーカーにより申請が行われた型式指定の申請については、標準処理期間(2か月)の例外とすることを、関係通達を改正することにより明確化する。 <p>平成29年3月</p> |
| ③ 標準処理期間にかかわらず厳格な審査を実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・機構において、規定改正等により、審査を一時停止する場合の取扱いを定めた。 <p>平成28年12月</p> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|---|--|---------|---|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的な内容 | | | |
| (5) 型式指定後の監査・調査 | | | |
| ① 生産ラインからの実車抜き取り確認 | ・監査時の確認事項に生産ラインからの実車抜き取り確認等を追加する。 (通達改正) | 速やかに措置 | 【これまでの進捗(2月15日時点)】 ・生産ラインからの実車抜き取り確認については、納車予定の自動車が増えることによるユーザーへの影響を最低限に抑制可能な自動車の抜き取り方法や走行抵抗測定試験場の確保等、実施のための課題について対応を検討中。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">平成29年度前半 (実車抜き取り開始)</div> |
| ② 自動車メーカーの型式指定申請プロセス等のチェック | | | ・型式指定申請プロセス等について、最初の段階として、各自動車メーカーに対して監査を行い、型式指定申請業務の実施状況を把握したところであり、引き続き監査を実施している。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">平成28年9月～</div> |
| ③ 使用過程車に対する抜き取りでの路上試験による排出ガスの確認 | (別途、「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」等において検討中) | 平成29年度中 | 【これまでの進捗(2月15日時点)】 ・平成29年2月に「第5回排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」を開催。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">平成29年春 (とりまとめ)</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">平成29年度後半 (抜き取り路上試験開始)</div> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|--|---|---------|--|
| Ⅲ. 自動車メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し 2. 審査方法の見直しの具体的な内容 | | | |
| (6) 不正を行った自動車メーカーに対する不利益処分、罰則の適用 | | | |
| ① 虚偽の申請に対する不利益処分 | <ul style="list-style-type: none"> 申請者に提出する申請書及び関連書面（道路運送車両の保安基準へ適合することを証する書面等）について、虚偽の記載をしてはならないことを法令上明確にし、虚偽の記載があった場合には、期間を定めて指定した型式の効力を停止することができるようにする。（省令改正） 保安基準への適合性を証する書面の様式を新たに設ける。（通達改正） | 平成28年9月 | <p>【これまでの進捗（2月15日時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車型式指定規則等の省令を改正し、申請書等に虚偽の記載をしてはならないことを明確化し、虚偽の記載の発覚時の型式の効力停止措置を新設した。 <p>平成28年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安基準への適合性を証する書面の様式を通達を改正することにより新たに設けた。 <p>平成29年2月</p> |
| ② 虚偽の申請に対する罰則 | <ul style="list-style-type: none"> 申請者に提出する申請書及び関連書面（道路運送車両の保安基準へ適合することを証する書面等）について、虚偽の記載をしてはならないことを法令上明確にし、虚偽の記載があった場合には、罰則が適用できるようにする。（省令改正） | 平成28年9月 | <p>【これまでの進捗（2月15日時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車型式指定規則等の省令を改正し、申請書等に虚偽の記載をしてはならないことを明確化し、虚偽記載が罰則の適用対象となるよう措置した。 <p>平成28年9月</p> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|---|---|--------------|---|
| IV. その他自動車メーカーの不正行為を防止するために必要な措置 | | | |
| 1. 燃費・排出ガス試験法の国際調和の推進 | | | |
| 「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の早期導入 | ・WLTPの早期導入に向けて、法令改正等の作業を進める。 | 平成30年10月導入予定 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <p>・平成30年10月に排出ガス試験においてWLTPを義務化するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正。</p> <p>平成28年10月</p> |
| 2. ばらつきを抑える趣旨がより明確な走行抵抗測定方法の導入の前倒し | | | |
| データのばらつきを抑える趣旨がより明確にされた走行抵抗の測定方法の導入の前倒し | ・WLTPの走行抵抗の測定方法を、現行のJC08での燃費・排出ガス試験法へ導入する。 | 平成28年度中 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <p>・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示について改正作業中。</p> <p>平成29年3月(導入)</p> |
| 3. 燃費表示方法の改善 | | | |
| 走行環境の違いに応じた燃費表示方法の導入 | ・WLTPを導入した上で、走行環境の違いに対応した新たな燃費表示方法を導入すべく検討を進める。 | 平成30年中 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <p>・平成28年12月に有識者による経済産業省との合同会議を開催し、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の走行環境の違いを踏まえた燃費表示方法の導入について検討を開始。</p> <p>平成29年春(とりまとめ)</p> |

| 最終とりまとめの措置 | 措置の具体化 | 実施目途 | 進捗 |
|--|---|--------|---|
| IV. その他自動車メーカーの不正行為を防止するために必要な措置 | | | |
| 4. 相互承認に関する国際的な協調 | | | |
| 審査方法の見直しに係る国際的な協調 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連の自動車基準調和世界フォーラム (WP29) 等の会議において、相互承認の対象となる装置の審査方法の見直しについて、わが国の取組状況の共有等を行う。 | 随時 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月に開催された排出ガス規制当局による国際会合(於:イタリア(イスプラ)、日、米、欧、独、英、仏、韓国等が出席)において、燃費不正事案を受けた我が国における型式指定審査の見直し状況の共有及び各国の状況を踏まえた意見交換を行った。 <p style="text-align: right;">平成28年9月～</p> |
| 5. 自動車メーカーの開発・認証業務に係る不正行為の通報窓口の設置 | | | |
| 自動車メーカーの開発・認証業務に係る不正行為に関する通報窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口を国土交通省自動車局のウェブサイトを設置する。 | 平成28年中 | <p>【これまでの進捗(2月15日時点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口を設置するとともに、報道発表を通じて周知した。 <p style="text-align: right;">平成28年12月～</p> |